

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	クリーニング業法	根拠条項	6	資料番号	31	担当課	薬務衛生課
				許認可等の内容		クリーニング師の免許	
<p>○クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) (クリーニング師の免許) 第六条 クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。</p> <p>○クリーニング業法施行令 (昭和28年政令第233号) (免許証) 第一条 都道府県知事は、クリーニング業法第六条の規定によりクリーニング師の免許を与えたときは、厚生労働省令で定める様式によるクリーニング師免許証を免許を受けた者に交付しなければならない。</p> <p>○クリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号) (免許申請手続) 第四条 法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事 (法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行ったクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事) に申請しなければならない。 一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し (クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本) 二 業務を行おうとする場所を記載した書類</p>							